

議案第57号

つくばみらい市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

つくばみらい市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年
つくばみらい市条例第29号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第6章 雜則(第49条)

附則 」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雜則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年8月30日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、電磁的方法による手続きを可能とするため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年つくばみらい市条例第29号)新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p><u>第6章 雜則(第49条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第6章 雜則</u></p> <p><u>(電磁的記録)</u></p> <p><u>第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>附則</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>